

平成九年総理府令第五十三号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）

第三章 南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）

第四章 監督（第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条―第三十五条）

附則

第一章 総則

（南極特別保護地区）

第一条 南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号の環境省令で定める南極特別保護地区は、別記のとおりとする。

（漁業法等の規定に基づく農林水産省令の規定）

第二条 南極地域の環境の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号の環境省令で定める農林水産省令の規定は、次に掲げるものとする。

一 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十一年農林省令第五号）第九十条

二 漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条

三 漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十三条

（特定活動に該当する行為）

第三条 法第三条第六号イの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 南極水産動植物採捕（南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動植物（以下この号において単に「水産動植物」という。）の採捕をいう。以下同じ。）に伴う水産動植物の混獲

二 南極水産動植物採捕に付随する探索及び集魚

三 南極水産動植物採捕を目的とした船舶の航行並びに当該航行に付随する物品の運搬及び船舶への補給

四 前三号に掲げるもののほか、前号に規定する船舶内にある者が当該船舶内においてする行為

第四条 法第三条第六号ロの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 船舶の航行又は航空機の飛行に付随する物品の運搬及び船舶又は航空機への補給

二 前号に掲げるもののほか、南極地域の海域にある船舶又は航空機内にある者が当該船舶又は航空機内においてする行為

（南極環境構成要素）

第五条 法第三条第七号の環境省令で定める南極地域の環境の構成要素は、別表第一の上欄に掲げるものとする。

（南極哺乳類）

第六条 法第三条第十号の環境省令で定める哺乳類に属する種は、別表第二に掲げる種とする。

（南極鳥類）

第七条 法第三条第十一号の環境省令で定める鳥綱に属する種は、別表第三に掲げる種とする。

（南極史跡記念物）

第八条 法第三条第十三号の環境省令で定める史跡及び歴史的記念物は、別表第四に掲げるものとする。

第二章 南極地域活動計画の確認（締約国の相当法令の規定により許可等を受けてする南極地域活動に係る届出）

第九条 法第五条第三項の規定により環境大臣に對し行う届出は、様式第一の届出書により行う。

（南極地域活動計画の確認の申請書）

第十条 法第六条第一項の規定により環境大臣に對し行う申請は、様式第一の二の申請書により行う。

2 前項の申請書には、南極地域活動を主宰しようとする者が法第六条第二項各号に該当しないことを説明した書面を添付しなければならない。

（南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件）

第十一条 法第七条第一項第二号の行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（南極特別保護地区ごとの要件）

第十二条 法第七条第一項第三号の環境省令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる南極特別保護地区ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

保護地区ごとの、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（学識経験のある者からの意見聴取）

第十三条 環境大臣は、法第八条第四項の規定により学識経験のある者の意見を聴くときは、次の南極地域活動計画確認検討委員名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（南極地域活動計画確認検討委員名簿）

第十四条 環境大臣は、南極地域に関し専門の学識経験のある者のうちから、南極地域活動計画確認検討委員を委嘱して南極地域活動計画確認検討委員名簿を作成し、これを公表するものとする。

（南極環境構成要素の観測又は測定の方法）

第十五条 法第八条第五項の規定により行う南極環境構成要素の観測又は測定は、別表第一の上欄に掲げる南極環境構成要素の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる対象から環境大臣があらかじめ指定するものにつき、同表の下欄に掲げる方法から環境大臣があらかじめ指定するものにより、南極地域の環境の保護の観点から必要な限度において環境大臣があらかじめ指定する頻度で行うものとする。

（公告の方法）

第十六条 法第九条第一項の規定により環境大臣が行う公告は、官報により行うものとする。

（公告する事項）

第十七条 法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 申請書及び法第六条第三項に規定する図書の縦覧の場所

三 法第九条第二項の意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

四 その他環境大臣が縦覧を適正に行うため必要と認める事項

（承継の届出）

第十八条 法第十条第一項の規定により環境大臣に對し行う届出は、様式第二の一の届出書により行う。

2 法第十条第三項の規定により環境大臣に對し行う届出は、様式第二の一の届出書に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行う。

一 申請者について相続があった場合 相続があったことを証する書面

二 申請者について合併があった場合 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 申請者について分割があった場合 分割により当該業務を承継した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の二の申請書」と、前項中「申請者」とあるのは「確認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

（行為者証の交付等）

第十九条 法第十一条第五項の規定による行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書により行う。

2 法第十一条第五項の行為者証（以下この条において単に「行為者証」という。）の様式は、様式第三のとおりとする。

3 法第十一条第六項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。

一 申請をしようとする者が主宰者である場合

イ 第一項第一号及び第二号に掲げる事項

ロ 亡失又は滅失した行為者証に係る行為者の氏名

ハ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日

二 申請をしようとする者が行為者である場合

イ 当該行為者の住所及び氏名

ロ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日

第三章 南極地域における行為の制限（生きていない個体の持込みが禁止されない場合等）

第二十条 法第十四条第一項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該検査を受けている個体（これらの個体の一部を含むものとし、

これらの加工品を除く。以下この条において同じ。）が家きんのものである場合とする。

一 ニューカッスル病、結核及び真菌病の有無について動物検疫所の検査を受けている場合

二 環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）の締約国において前号に掲げる検査に相当する検査を受けている場合
法第十四条第一項の環境省令で定める場合は、南極地域に持ち込む個体が家きん又はCarnis 属（イヌ属）の種の個体以外のものである場合とする。

2
（生きている生物の持込みが禁止されない場合）

第二十一条 法第十四条第二項第二号の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 南極地域に持ち込む生きている生物（ウイルスを含む。以下この条において同じ。）が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合

二 南極水産動植物採捕の用に供するために持ち込む場合

三 人体内に通常あり、又は人体若しくは船舶その他の物件に通常付着している生きている生物を持ち込む場合

（処分が禁止される放射性物質）

第二十一条の二 令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第二条

第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百五十九号）第一条第一号から第五号までに掲げるもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第四十四条に定める限度を超えない核原料物質を除く。）及びこれらにより汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第六十一条の第二項の確認を受けたもの又は放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の第三項の確認を受けたものを除く。）とする。

（焼却の方法に関する基準）
第二十二條 法第十六条第一号の環境省令で定める焼却の方法に関する基準は、焼却設備の排出口から火炎及び環境大臣が定める方法により測定した汚染度が五十パーセントを超える黒煙を出さない焼却方法により焼却することとする。

（処分が禁止される液状の廃棄物の基準）
第二十三條 令第三条第四号の環境省令で定める基準は、別表第七の上欄に掲げる物質の種類こ

とに同表の下欄に掲げる基準値を超えないこととする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

（内陸の方向に遠く隔たった地域）

第二十四條 法第十六条第二号の環境省令で定める地域は、海岸又は氷棚の先端から内陸に向かって五キロメートル以上離れた地域であつて、氷床に覆われたもの（当該地域にある氷床に囲まれた露岩地域を含む。）とする。

（埋立ての方法に関する基準等）

第二十五條 法第十六条第二号の環境省令で定める埋立ての方法に関する基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一 前条で規定する地域にある常設の建築物内においてする行為又は当該建築物を拠点としてする行為に伴つて生ずる液状廃棄物以外の液状廃棄物を埋め立てるものでないこと。

二 前条で規定する地域にある氷床に囲まれた露岩地域に埋め立てるものでないこと。

三 当該液状廃棄物が流出しないように埋め立てること。

2 法第十六条第二号の規定により液状廃棄物を処分するに当たっては、氷の消耗が著しい地域を終点とする既知の氷の流線線の上を避けるよう努めるものとする。

（海域への排出ができる液状廃棄物の基準）
第二十六條 令第四条第二号の環境省令で定める基準は、別表第八の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準値に適合することとする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

（海域への排出の方法に関する基準等）
第二十七條 法第十六条第三号で定める排出の方法に関する基準は、液状廃棄物に含まれる固形状の物が溶解するまで貯留する処理を行い排出することとする。

2 法第十六条第三号の規定により液状廃棄物を南極地域の陸域から海域に排出するに当たっては、液状廃棄物の初期希釈及び急速な拡散のための条件を備えている海域に排出するよう努めるものとする。

（廃棄物の除去に伴う影響がその遺棄に伴う影響よりも大きいと認められる場合）
第二十八條 削除

（廃棄物の除去に伴う影響がその遺棄に伴う影響よりも大きいと認められる場合）
第二十九條 法第十六条第四号に規定する廃棄物を除去することによる南極環境影響の程度がそ

れを遺棄することによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 建築物（燃料、衣類、食料その他当該建築物の中にある物品を含む。）、機械又はドラム缶の全体が氷雪に埋もれた場合

二 ラジオゾンデ、測風気球その他の気象測器並びに電離層の諸現象並びに宇宙線の観測に用いる器具、器械及び装置（以下この号において「気象測器等」という。）を気象、電離層の諸現象又は宇宙線の観測の用に供するために南極地域において飛ばし、当該気象測器等の回収のために探索する必要がある場合

（やむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微な場合等）
第三十條 法第十六条第五号に規定する南極地域において行為をする上でやむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微であるとして環境省令で定めるものは、南極地域の陸域（常設の建築物内を除く。）において生ずる尿の処分とする。

2 前項のし尿については、できる限り活動の拠点である常設の建築物又は船舶に持ち帰るよう努めるものとする。

（持込みに伴う南極環境影響の程度が軽微な場合）
第三十一條 法第十八条の環境省令で定める南極環境影響の程度が軽微な場合は、同条に規定する南極地域への持込みが禁止される物が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合とする。

（法第二十二條第三項の証明書の様式）
第三十二條 法第二十二條第三項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

第四章 監督

（やむを得ない事由がある行為）
第三十三條 法第二十四條第二項の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 南極地域にある建築物又は船舶、航空機、車両若しくは発電機その他の機械であつて、南極地域における生活に必要なものを維持又は修理するために緊急時においてやむを得ずする行為

二 次の各号のいずれかに掲げる事態が生じ、又は生じるおそれのある場合であつて、当該

事態を除去し、又は当該事態の発生を回避するために緊急時においてやむを得ずする行為

イ 南極地域の気候の自然な変動に影響を及ぼす事態

ロ 南極地域の大气の著しい汚染、水質の著しい汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の著しい悪化を含む。）又は土壌の著しい汚染の原因となる事態

ハ 南極地域の大气の組成を変化させ、土地（海底を含む。）若しくは氷床の形質を著しく変更し、又は河川、湖沼等の水位若しくは水量に著しい増減を及ぼす事態

ニ 南極地域に生息し、又は生育する動植物の種について、その種の個体の主要な生息地又は生育地を消滅させる事態、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数を著しく減少させる事態その他のその種の個体の生息状態又は生育状態に著しく影響を及ぼす事態

ホ 南極地域の固有の価値であつて重要なものを有する地域において、当該価値を著しく減ずる事態

2 法第二十四條第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第五の報告書により行う。

（法第二十六條第二項の証明書の様式）
第三十四條 法第二十六條第二項の証明書の様式は、様式第六のとおりとする。

（書類の経由）

第三十五條 この省令の規定により環境大臣に提出する書類は、国外にあつては領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）を経由して提出することができる。

附則
（施行期日）
第一条 この府令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一章（第八条を除く）、第二章、第三十五條及び附則第四条の規定 法附則第一条第一号に定める日

二 第八条の規定 議定書附属書Vが日本国について効力を生ずる日

三 第二十一条及び附則第三条の規定 法附則第一条第三号に定める日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 法附則第一条第四号に定める日

(南極特別保護地区に関する経過規定)

第二条 法附則第一条第二号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「別記のとおり」とあるのは、「別記第一南極特別保護地区から第十四南極特別保護地区までのとおり」とする。

(法附則第六条第三項で定める事項等)

第三条 法附則第六条第三項の環境省令で定める事項は、同条第二項に規定する南極地域活動の目的、時期、場所及び内容とする。

2 法附則第六条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第一に定める報告書により行う。

(議定書附属書V発効前の南極特別保護地区に係る条件)

第四条 法附則第七条の規定により読み替えて適用することとされた法第七条第一項第三号の条件は、次に掲げるものとする。

一 南極特別保護地区の生態系の保存に支障を及ぼすものでないこと。

二 科学的調査のため欠くことができないものであること。

附 則 (平成二二年八月一四日総理府令第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日環境省令第二二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年九月一九日環境省令第二三号)

第一条 この省令は、平成十五年十月二十日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた法第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三

号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとする。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年八月一六日環境省令第一九号)

第一条 この省令は、平成十六年九月十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた法第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとする。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月四日環境省令第三号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月二〇日環境省令第二七号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた法第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとする。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年九月二二日環境省令第二八号) 抄

第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成

十六年法律第四十八号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年九月二一日環境省令第二六号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。)第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとする。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年十一月一〇日環境省令第三三三三三) 抄

第一条 この省令は、平成十八年十二月十一日から施行する。

(経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号。以下「南極環境保護法」という。)第七条第一項の確認を受けている者又は確認の申請をしている者の当該確認又は当該申請に係る南極地域活動(南極環境保護法第三条第三号に規定する南極地域活動をいう。)において行う液状廃棄物(南極環境保護法第十六条第二号に規定する液状廃棄物をいう。以下同じ。)の海域への排出に係る液状廃棄物について南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十六条に規定する基準については、施行日から六月間は、第四条の規定による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年三月三〇日環境省令第八号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二〇日環境省令第一一号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り替へて使用することができる。

附 則 (平成一九年八月九日環境省令第一八号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(次条において「法」という。)第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとする。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年九月二一日環境省令第二一〇号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。)第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件につい

（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文

図 1 調査地域図

太平洋プレート
伊豆半島
伊豆諸島
伊豆山脈

0 100 km

○ 調査地域
□ 伊豆半島
△ 伊豆諸島

パレニ一諸島のサブリナ島

ロシア海のボーフォート島

ヴィクトリア・ランドのハレット湖

ハレットの北端にある南緯72度19分50秒、東経170度の地点を西に進み、南緯72度19分50秒、東経170度12分54秒の地点からハレット岬の海岸線を北に直進し、南緯72度19分50秒、東経170度12分25秒の地点に至り、同地点からベンゼンの繁葉林のある海岸を進み、起点に至る線による。

南極半島のマルグラット湖のディコン湖島のエンペラー鳥

南極半島のバルトロ諸島のグリーン

新平島のグレアム海軍士ら、西約3キロメー
ン島の低潮線により囲まれた区域(次の地

サウス・オーストラリア議員のセウ

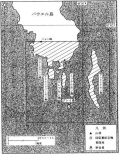
緯度43分40秒の緯度線、南緯43度43分55秒西経47度40分10秒の地点とを結ぶ緯度線及び西経47度42分15秒の経度線から10メートル以内の海域(次の地

サウス・オータニー諸島のランチ

島の低緯線により囲まれた区域次の地図

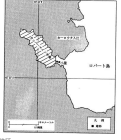


第一号特殊特別保護地区
オgasawara島周辺のオgasawara島南東及びその近隣の諸島
この地区は、南緯20度45分30秒の経度線、西経140度30分00秒の経度線、南緯20度45分30秒の経度線及び南緯20度45分30秒の経度線により囲まれた区域にある陸地及び距離線から10メートル以内の海域及びその近隣の諸島からなる。

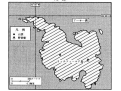


第二号特殊特別保護地区

ロバート島のカーペンティン半島
この地区は、カーペンティン半島の南端にある二つの半島のうち、西側のものの西端から南緯10度40分の地点を通る南緯10度40分の経度線及びカーペンティン半島の南端線により囲まれた区域の陸地及び距離線からなる。

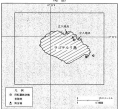


第三号特殊特別保護地区
バヌアツ島のターナー島の南端線及びバヌアツ島の南端線と南緯10度40分の経度線及びバヌアツ島の南端線と南緯10度40分の経度線により囲まれた区域の陸地及び距離線からなる。

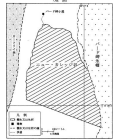


第四号特殊特別保護地区
グレートバリアリー島の南端線及びグレートバリアリー島の南端線と南緯10度40分の経度線及びグレートバリアリー島の南端線と南緯10度40分の経度線により囲まれた区域の陸地及び距離線からなる。

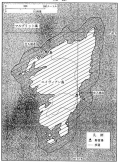
この地区は、南緯10度40分の経度線、西経140度30分00秒の経度線、南緯10度40分の経度線及び南緯10度40分の経度線により囲まれた区域にある陸地及びその距離線から10メートル以内の海域及びその近隣の諸島からなる。



第五号特殊特別保護地区
ロバート島のカーペンティン島の南端線及びカーペンティン島の南端線と南緯10度40分の経度線、西経140度30分00秒の経度線、南緯10度40分の経度線及び南緯10度40分の経度線により囲まれた区域の陸地及び距離線からなる。



第六号特殊特別保護地区
南緯10度の南緯10度線と南緯10度の南緯10度線と南緯10度の南緯10度線と南緯10度の南緯10度線により囲まれた区域の陸地及び距離線からなる。



フォルリダス沼及びデイヴィス沼



ポイント・ジオロジー

第二十一 南極特別保護地區

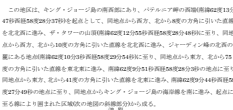


[illegible]



ハズクエル島

この地帯は、東経132°31分10秒、東経132°29分20秒の地点を起点とし、同地点から東経132°31分10秒の緯度を南進し、南緯32°22分30秒、東経132°31分10秒に至り、同地点から東経132°31分の経度を南進し、南緯32°22分30秒、東経132°31分の地点に至り、同地点から南緯32°22分30秒の緯度を南進し、南緯32°22分30秒、東経132°31分の地点に至り、同地点から東経132°31分の経度を南進し、南緯32°22分30秒、東経132°31分の地点に至り、同地点から東経132°31分45秒の緯度を南進し、南緯32°31分45秒、東経132°31分の地点に至り、同地点から東経132°31分45秒の経度を南進し、南緯32°31分45秒、東経132°31分の地点に至り、同地点から東経132°29分20秒の緯度を南進し、南緯32°29分20秒の地点に至る。起点に至る線により囲まれた区域の地帯の斜線部分に示る。



この地区は、アデレード島東部のロゼテ岬の北東端(南緯47度33分50秒西経68度6分54秒)から230メートル以内であり、かつ、標高3メートル以上の区域(次の地図の斜線部分)から成る。



ヴィクトリア・ランドのタイラー岬のカサタ湖

この地区は、カサタ湖の南にあり、南緯77度30'25秒東経162度59'42秒の地点を起点とし、同地点から分水嶺を南に進み、南緯77度36'34秒東経163度3'44秒の地点に至り、同地点から分水嶺を南に進み、南緯77度36'50秒東経163度4分53秒の地点に至り、同地点からワイルドセイル岬を南に進み、カサタ湖の東端(南緯77度37分12秒東経163度33分38秒)に至り、同地点から、当該湖の北端を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(カサタ湖の南縁部分)と成る。



この地区は、キング・ジョージ島南西部のバター半島の西海岸にある地点(南緯62°

14分20秒西経58度40分48秒)を起点とし、同地点から崖の下端を南進し、南緯62度15分28秒西経58度36分5秒の地点に至り、同地点から海岸線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



この地区は、ネルソン島の西海岸にある地点(南緯62度16分49秒西経59度10分)を起点とし、同地点から南緯62度16分49秒の緯度線を東進し、南緯62度16分49秒西経50度6分12秒の地点に至り、同地点から南緯50度6分12秒の経度線を南進し、南緯62度19分24秒西経50度6分12秒の地点に至り、同地点から海岸線を西進し、起点に至る線により囲まれた区域状の地域の斜線部分から成る。



この地区は、南緯64度7分45秒西経61度7分43秒の地点を起点とし、同地点から南緯6度7分45秒の緯度線を通じ、南緯64度7分45秒西経61度の地点に至り、同地点から東方北から135度の方向に引いた直線を南東に進み、南緯64度9分45秒西経60度57分50秒の地

この地区は、南緯66度16分55秒東経110度32分27秒の地点を起点とし、同地点と南緯66度16分51秒東経110度32分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分52秒東経110度32分16秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分53秒東経110度32分19秒の地点を結ぶ直線、東経110度32分19秒の緯度線、南緯66度16分55秒の緯度線、南緯66度16分55秒東経110度32分24秒の地点と南緯66度16分53秒東経110度32分25秒の地点を結ぶ直線、

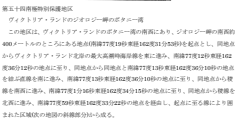
A map of the world centered on the Pacific Ocean. The Pacific Ocean is labeled '太平洋' in Chinese. The map shows the continents of North America, South America, Asia, and Australia, as well as the major oceans: the Atlantic Ocean, Indian Ocean, and Arctic Ocean.

オイタルス・ランのバードウォッチングのスタート地点
 2015年、タラーク半島の海岸線から北へ約500mの地点(南緯06°14分15秒東経110°35分46秒)
 を起点とし、同地点とレーテングとレーンの光湖(南緯06°14分13秒東経110°38分46秒)を
 結ぶ直線、同地点と南緯06°16分50秒東経110°37分11秒の地点を結ぶグレースミューン
 川の西側の、同地点と南緯06°15分43秒東経104°34分45秒の地点を結ぶ直線、同地点
 と南緯06°15分37秒東経110°38分46秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯06°15分24
 秒東経110°35分59秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯06°15分21秒東経110°34分57秒の
 地点を結ぶ直線、同地点と南緯06°15分29秒東経110°33分26秒の地点を結ぶ直線、同地点
 と南緯06°15分15秒東経110°34分59秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯06°15分01秒東経
 タラーク半島の海岸線より下で標した3点間の地点の経緯度及び同地点

[illegible]

ガイタトリエ・ランドのデズガーと山脈のミリアス台地

この地区は、ビスコウ岬の位置する小島の低地帯で囲まれた区域、同緯41から100メートル以内の海域にある島並びに同島の北約300メートルの地点にある半島の海岸線及び南緯64度48分20秒西経63度46分5秒の地点と南緯64度48分24秒西経63度46分4秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域の地帯の総称部分知られる。





この地区



この地区は、ウィルタス



この地区は、ヴィクトリア



この地区は、南緯7度40'

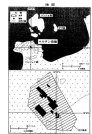


この地区は、南緯70度4



この地区は、スカリン・

この地区は、南緯66度48分58秒東経141度22分50秒の地点を起点とし、同地点と南緯66度49分東経141度23分3秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度49分1秒東経141度23分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度49分1秒東経141度22分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度49分東経141度22分57秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯66度48分50秒東経141度22分57秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域及び地図の斜線部分から成る。



プリンセス・エリザベス・デンドのイングラッド・クリステンセン(海唇のホーカー島)
この地区は、ホーカー島(左)の地図の斜線部分から成る。



この地区には、南緯72度51分東経74度57分の地点を起点とし、同地点と南緯72度51分東経75度8分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度52分東経75度11分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度55分東経75度12分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度57分東経75度16分の地点を結ぶ直線、南緯72度57分の緯度線、南緯72度57分東経74度54分の地点と

プリンス・エリザベス・ランドのイングラッド・タリステンセン海母のアマダ湾
この地区は、アマダ湾の海岸線及び南緯40度14分44秒東経76度46分41秒の地点と南
緯40度13分20秒東経76度53分54秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域及びこの区域の南
緯部分から成る。



この地区は、南緯02度43分の緯度線、西経75度の経度線、南緯02度48分の緯度線及び

この地区は、南緯62度13分54秒西経58度47分2秒の地点を起点として、同地点から陸線を北に進み、南緯62度13分41秒西経58度45分36秒の地点に至り、同地点から陸線を南に進み、南緯62度14分25秒西経58度45分48秒の地点に至り、同地点から、バートン半島の南端を西に進み、北緯に至る間に、やや開かれた区域での林被覆部分に成る。



この地区は、南緯77度43分16秒東経162度16分38秒の地点を起点とし、同地点から東経162度16分38秒の経度線を通して、南緯77度43分21秒東経162度16分38秒の地点に至



別表第一（南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法）（第五条及び第十五条関係）		南極環境構成要素	南極観測又は測定の方法
南極イ	いおう酸化イ	排出口におけるいおう酸化物の濃度及び排出量の測定	
地域物の排出濃度及び排出量の排出量	ガス量の測定		
ロ	ばいじんのロ	燃料使用量及び燃料中のいおう含有率に基づ	
排出濃度	ハ	室素酸化物くいおう酸化物の排出量の算出	
ハ	室素酸化物くいおう酸化物の排出量の算出		
排出濃度	ニ	燃料の種類ハ	排出口におけるばい
ニ	燃料の種類ハ	排出口におけるばい	
別の使用量	別の使用量	じん又は室素酸化物の濃	
ホ	焼却した廃物の測定		
棄物の種類及び	ニ	積雪表層の採取と分	
析	ホ	右に準ずる適当な方	
法で、環境大臣が指定するもの			
南極イ	気温	イ	測器を用いた観測
地域ロ	風向及び風口	右に準ずる適当な方	
象ハ	積雪深	法で、環境大臣が指定するもの	
南極イ	水質汚濁防イ	排出水の採取及び分	
地域止	止法施行令（昭	析	
和四十六年政令	口	排水域における試	
第八十八号）	料の採取及び分析		
第二条に掲げるハ	測器を用いた計測		
物質（あらかじめニ	右に準ずる適当な方		
め環境大臣が指法で、	環境大臣が指定す		
定するものに限るもの			
濃度	の量又は		
口	水質汚濁防		
止法施行令第三			
条に掲げる項目			
（あらかじめ環境			
大臣が指定する			
ものに限る。）			
ハ	排水の総		
量			
南極イ	雪氷の表層イ	写真撮影による観測	
地域の状態			

二	千九百六十年に死亡した福島紳 を記念して昭和基地に建てられ た石塚と銘板	南緯六十九度 東経三十九度 三十五分
三	千九百三十年にダグラス・モー ソンによりエンダービー・ランド のブローラメーション島に建て られた石塚と銘板	南緯六十五度 五十一分東経 五十三度四十 一分
四	千九百五十八年のソヴィエト南 極探検隊による到達不能極征服 を記念した銘板と共にV. I. 東 レーニン胸像が取り付けられ ている基地の建物	南緯八十二度 六分四十二秒 東経五十五度 一分五十七秒
五	千九百三十一年にダグラス・モ ン・ランドのブルース岬に建て られた石塚と銘板	南緯六十七度 二十五分東経 六十度四十七 分
六	千九百三十九年にヒューバー ・ウイリギンズによりグリーン セス・エリザベス・ランドのヴ エストフォール丘陵のウォーク アバウト岩に建てられた石塚	南緯六十八度 三十二分東経 三十八度三十 三分
七	千九百五十六年に死亡したイワ ン・カルマを記念してブルース キー島に建てられた銘板のはめ 込まれた石	南緯六十六度 三十二分四秒 東経九十二度 五十九分五十 七秒
八	ミールヌイ観測所から二キロメ ートル地点にあるミールヌイ・ フォストク・ルートに置かれた そりに設置された、任務遂行中 に死亡したアナトリー・シチエ グロフを記念する銘板がついた 金属製の記念碑	南緯六十六度 三十四分四十 秒東経九十 二度五十八分 二十三秒
九	任務遂行中に死亡したソヴィエ ト南極探検隊のソヴィエト、チ エコスロバキア、ドイツ民主共 和国及びスイス市民が埋葬され ているミールヌイ観測所近くの ブルムスキー島にある墓地	南緯六十六度 三十二分四秒 東経九十三度 四十分
十	千九百五十六年のオアシス基地 の開設を記念する銘板がついた た、パンガー丘陵のドブロウオ ルスキー基地の地磁気観測所	南緯六十六度 十六分三十秒 東経百四十度 五十三分三秒
十一	千九百五十七年のボストーク基 地の開設を記念する銘板がつい た	南緯七十八度 三十七分四十 秒

十	た、地球の地磁気極への最初の 横断に関わった重トラクター	八秒東経百六 度五十分六秒
二	削除	
三	削除	
四	千九百一十二年に英国南極探検 隊のビクター・キャンベルの北 隊によりテラ・ノヴァ湾のイニ クスプレッショナル島に作られ た氷穴の跡	南緯七十四度 五十四分東経 三十三度四 十三分
五	千九百八十八年にアーネスト・ クルトンによりロス島のロイズ 岬に建てられた小屋(千九百六 十一年に修復されたもの)	南緯七十七度 三十三分東経 六十度十六度 十分
六	千九百一十一年にロバート・フ アルコン・スコットによりロス 島のエヴァンス岬に建てられた 屋(千九百六十一一年に修復さ れたもの)	南緯七十七度 三十八分東経 六十度十六度 二十分
七	千九百一十六年に死亡したアー スト・シヤクルトンの南極横断 探検隊の隊員三名を記念してロ ス島のエヴァンス岬のウイン ド・ヴェイン丘に建てられた十 字架	南緯七十七度 三十八分東経 六十度十六度 二十分
八	千九百一十二年にロバート・フ アルコン・スコットによりロス 島のハット岬に建てられた小屋 九百六十四年に一部修復され たもの)	南緯七十七度 三十分東経百 六十六度三十 七分
九	千九百一十四年にジョージ・ヴ アンを記念して英国南極探検 隊よりロス島のハット岬に建て られた十字架	南緯七十七度 三十分東経百 六十六度三十 七分
十	千九百一十三年にロバート・フ アルコン・スコット隊を記念し て英国南極探検隊によりロス島 のオプザベーション丘に建てら れた十字架	南緯七十七度 三十分東経百 六十六度四十 一分
十一	千九百一十一年にロバート・フ アルコン・スコット隊のエドワ ド・ウイリソン支隊によりロス 島のクロージア岬に建てられ た十二分	南緯七十七度 三十分東経百 六十九度二 十分

二	千八百九十九年にC. E. ボル ヒグレイブ率いる「南十字 星」探検隊によりアデア岬に 建てられた小屋	南緯七十一度 十八分東経百 七十七度十二 分
三	アデア岬にあるニコライ・ハン ソンの墓	南緯七十一度 十七分東経百 七十七度十三 分
四	千九百一十二年にロアルド・ア ムセンによりクイーン・モード 山脈のベティ山に建てられた 石塚	南緯八十五度 十一分西経百 六十三度四十 五分
五	削除	
六	千九百五十一一年に建てられた マリグレット湾のデブナム諸島 の「ヘネラル・サン・マルティ ン」の放棄された施設並びに十 字架、旗柱及び一本石柱	南緯六十八度 八分西経六十 七度八分
七	千九百一十九年にJ. B. シャル コ率いる第二回フランス探検 隊によりペーターマン島のメガ レストリス丘に建てられた銘板 がついた石塚(千九百五十八年 に修復されたもの)	南緯六十五度 十分西経六十 四度九分
八	千九百一十四年に「ル・フラン セ」号で越冬したJ. B. シャル コ率いる第一回フランス探検 隊の隊員名を刻んだブリス島の ヤルコー泊地にある木柱と銘板 がついた石塚	南緯六十五度 三分西経六十 四度一分
九	千九百一十二年にアルゼンチン によりメルキョール諸島のラム ダ島に建てられた灯台	南緯六十四度 十八分西経六 十二度五十九 分
十	千九百五十年にパラダイス泊地 のチリの「ガブリエル・ゴンザ レス・ヴィデラ」基地の近くに 建てられた避難所	南緯六十四度 四十九分西経 六十二度五十 一分
十一	削除	

三	千九百四十七年にグリニッジ島 のアルツロ・プラット基地の近 くに建てられたチリの南極水路 測量の基準点を示すコンクリ ートの一本柱	南緯六十二度 二十八分西経 五十九度四十 一分
三	千九百六十年に死亡したゴンサ レス・パチエコを記念して名付 けられたグリニッジ島のアルツ ロ・プラット基地の近くの避難 所及び額板のついた十字架	南緯六十二度 五十九度四十 一分西経五十 九度四十一分
四	千九百四十七年にグリニッジ島 のアルツロ・プラット基地に建 てられたアルツロ・プラットの 胸像	南緯六十二度 五十九度四十 一分西経五十 九度四十一分
五	千九百四十七年にグリニッジ島 のアルツロ・プラット基地に建 てられた木製の十字架と処女カ ルメンの像	南緯六十二度 五十九度四十 一分西経五十 九度四十一分
六	千八百七十四年にエドアルト・ ダルマンによりキング・ジョー ジ島のボッター入江に建てられ た金属製の銘板の複製	南緯六十二度 五十九度四十 一分西経五十 九度四十一分
七	千九百四十八年にベルナルド・ オヒギンズ基地の前に建てられ たベルナルド・オヒギンズ総司 令官の胸像、同年二月十八日に チリ共和国ガブリエル・ゴン ザレス・ヒデラ大統領により開 設された旧ベルナルド・オヒギ ンズ南極基地、千九百五十七年 八月十二日に南極大陸で死亡し たオスカー・イノストローザ・ コントレラス中尉及びセルジョ・ ボンス・テレアル中尉を追悼 した銘板及びベルナルド・オヒ ギンズ基地の周辺にあるバージ ン・デル・カルメン洞窟	南緯六十三度 三十分西経五 十六度五十五 分
八	千九百一十二年にオットー・ノ ルデンシヨルド率いるスウェー デン南極探検隊の本隊によりス ノール島に建てられた小屋	南緯六十四度 二十二分西経 五十六度五十 九分
九	千九百一十三年にスウェーデン 探検隊によりホープ湾に建てら れた石の小屋	南緯六十三度 三十分西経五 十六度五十 九分

四十	千九百五十五年アルゼンチンにより建てられた「エスベランサ」基地にあるサン・マルティン・の胸像、処女ルーファンの像のある小洞窟及び旗柱並びにこの地域で死亡したアルゼンチン探検隊員を記念する石碑のある墓地	南緯六十三度二十四分西経五十六度五十分
四十	千九百三年にC・A・ラルセンによりポーレット島に建てられた石の小屋、石塚及び探検隊員の墓	南緯六十三度二十四分西経四十五度四十分
四十	サウス・オークニー諸島のローリー島のスコシア湾内の地域に千九百三年にW・S・ブルース率いるスコットランド探検隊により建てられた石の小屋、千九百五年に建てられたアルゼンチンの気象及び磁気観測所並びに千九百三年から十二個の墓のある墓地	南緯六十四度四十分西経四十四度四十分
四十	千九百五十五年にフィルヒナー棚水のピエドラブエナ湾のアルゼンチン基地の北東千三百メートルの地点に建てられ、千九百七十九年にコンフィン海岸にあるアルゼンチン基地に移された十字架	南緯七十七度三十四分西経三十四度三十分
四十	千九百八十二年にプリンセス・アストリ海岸に上陸した第一次インド南極観測隊を記念してダクシン・カンゴトリ基地に建てられた同隊隊員の氏名の一覧を記した銘板	南緯七十四度四十分西経六十四度三十分
四十	ブラバン島に上陸したアドリアン・ジェラルディン率いるベルギー南極探検隊を記念してメチン・コフ岬の高度七十メートルの地点にあるモレーン頂上に建てられた銘板	南緯六十四度三十分西経六十四度三十分
四十	千九百五十年に第三次フランス南極探検隊によりテール・アデリーに建てられ火災で部分的に破壊されたポール・マルタン基地の全ての建物及び設備	南緯六十六度四十分東経六十四度三十分

四十	千九百五十二年にマリオ・マレー率いる七名が越冬したテラー・アデリーのペトレル島のマレー基地にある木造の建物	南緯六十六度四十分東経百四十分
四十	千九百五十九年に行方不明になつた気象研究員アンドレ・ブリュドームを記念してペトレル島の北東部の岬に建てられた十字架	南緯六十六度四十分東経百四十分
四十	千九百五十九年に第一次ポーランド南極探検隊によりバンガール丘陵のドブロウオルスキー基地に重力加速度の測定のために建てられたコンクリートの柱	南緯六十六度四十分東経百四十五分
五十	千九百七十六年に「プロフェツソン・シードレツキ」号及び「タザール」号に乗船していた第一次ポーランド南極海洋観測隊の上陸を記念してフアイルズ半島にあるチリ基地の南西にある崖に建てられた真鍮の銘板	南緯六十二度三十分西経五十九度一分
五十	千九百七十九年に死亡したウラジミール・プチャルスキーを記念してアドミラルティ湾のアルツトウスキー基地の南にある丘分に建てられた鉄製の十字架のついた墓	南緯六十二度三十分西経五十八度二十八分
五十	千九百八十五年に開設された千九百八十五年に開設された中島の長城基地を記念してキン・グ・ジョージ島のフアイルズ半島に建てられた一本石柱	南緯六十二度三十分西経五十八度五十八分
五十	千九百十六年の英国船「エンデューランス」号の遭難者のチリ海軍船による救助を記念してエルフアント島に建てられた一本石柱、銘板及びルイス・アルベルト・パルド船長の胸像	南緯六十一度四十分西経五十四度五十分
五十	千九百六十五年にロス島のマード基地に建てられたリチャード・E・パードの極地における功績を記した青銅製の胸像	南緯七十七度四十分東経六十六度四十分
五十	米国の軍南極探検隊及びロンネ南極調査探検隊によりストン島に建てられたイースト島の建物及び工作物	南緯六十八度三十分西経六十七度

五十	南極半島ダンコ海岸にあるチリの「ガブリエル・ゴンサレス・ヴィデラ」基地の近くにあるオーターボート岬小屋の遺構及びその周辺の工作物	南緯六十四度四十分西経五十二度五十分
五十	南極半島地域を探索したアンドルー・マクファアレーンを記念してグリニッジ島のマクファアレーン海峡のヤンキー湾に建てられた銘板	南緯六十二度三十分西経五十九度四十分
五十	千八百十九年に沈没した「サレン・テルモ」号の乗組員を記念してリヴィングストン島のフ岬のハーフ・ムーン浜に建てられた石塚	南緯六十二度三十分西経六十四度四十分
五十	千九百三年にアルゼンチン号がスウェーデン南極探検隊を救助した記念としてジェームズ・ロス諸島のシーモア島海岸のペンギンズ湾に建てられた銘板と石塚	南緯六十四度四十分西経七十七度四十分
六十	二千九百二年にスウェーデン南極探検隊によりジェームズ・ロス諸島のシーモア島海岸のペンギンズ湾に建てられた木柱と石塚	南緯六十四度四十分西経七十七度四十分
六十	グーディエ島のロックロイ港にあるタバリン作戦と科学研究のための基地として建てられたアルゼンチン諸島のウインタール島にある初期の英国科学基地として建てられたF基地	南緯六十四度四十分西経六十四度四十分
六十	西グレナム・ランドのマルグリット湾内のホースシュー島にあるY基地	南緯六十七度四十分西経六十七度十八分
六十	西グレナム・ランドのマルグリット湾内のストニントン島北端にあるE基地	南緯六十八度三十分西経六十七度

六十	千八百九十五年にヘンリック・ブール率いるノルウェー捕鯨探検隊により建てられた伝言ポスト	南緯七十一度五十分西経五十六度五十分
六十	千九百十一年にクリスティン・ブラストラッドによりスコット山の北側の絶壁のふもとに建てられた石塚	南緯七十七度三十分西経百一十四度三十分
六十	千九百十一年にグリフィス・テイトにより建てられたグラニット湾のジオロジ岬にある石で作られた小屋	南緯七十七度三十分東経百六十二度三十分
六十	英国南極探検隊によりイエンクスブレッシブル島のヘルズ・ゲイト・モレーンに建てられた捕鯨船の給所	南緯七十四度三十分東経百六十三度五十分
六十	千九百二年にロバート・ファルコン・スコット率いる英国南極探検隊により建てられたクロウ・ジャ岬にある伝言ポスト	南緯七十三度三十分東経百六十九度四十分
七十	千九百十二年にアドルフ・アン・ドレーセンにより建てられたセブション島にあるホエーラーズ湾捕鯨基地	南緯六十二度三十分西経六十四度三十分
七十	クラリウス・ミツケルセン率いるノルウェーのトールスハウン捕鯨船の一行により建てられたエストフオール丘陵のトライン島にある石塚及び旗竿	南緯六十八度四十分東経七十八度四十分
七十	エレバス山における旅客機墜落事故により死亡した二百五十七名を記念して千九百八十七年に建てられたステンレス製の十字架	南緯七十七度三十分東経七十七度三十分
七十	エレファント島の南西の海岸にある入江の中にある木造の帆船の残骸	南緯六十一度四十分西経五十五度二十二分
七十	千九百五十六年から千九百五十七年の英国南極横断探検隊による	南緯七十七度三十分東経五十一度一分

においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回地表から 高度九百 三十メー トル以下 の空域	多発式の回地表から 高度千五 百メー トル以下 の空域	転翼航空機 高度千五 百メー トル以下 の空域	単発式の飛地表から 高度九百 三十メー トル以下 の空域
--	---	-------------------------------------	--

五 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度二十六分十七秒東経六十度五十九分二十三秒）に限り、野営することができる。

八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。

第二 毎年十月一日から翌年の四月三十日まで

第三 当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。

第四 ギガンテウス島に立ち入る場合は、南極地域の自然環境について専門的な知識を有する者を同行させること。

第五 当該地区内にある南極鳥類（別表第三に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地から二百五十メートル以内の区域では車両を使用しないこと。

第六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機については、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、南極鳥類の繁殖地から五百メートル以上離れた区域（ギガンテウス島を除く。）に限り着陸することができる。

第七 毎年五月一日から九月三十日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、南極鳥類の繁殖地から九百三十メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあつては、南極鳥類の繁殖地から千五百メートル以内の区域に離着陸しないこと。

八 航空機はギガンテウス島の直上空域を飛行しないこと。

九 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回地表から 高度九百 三十メー トル以下 の空域	多発式の回地表から 高度千五 百メー トル以下 の空域	転翼航空機 高度千五 百メー トル以下 の空域
--	---	-------------------------------------

十 毎年五月一日から九月三十日までの期間は、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回地表から 高度七百 五十メー トル以下 の空域	多発式の回地表から 高度千五 百メー トル以下 の空域	転翼航空機 高度千五 百メー トル以下 の空域	単発式の飛地表から 高度七百 五十メー トル以下 の空域
--	---	-------------------------------------	--

十一 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。

十二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者は南極鳥類の繁殖地から二十メートル以内に近づかないこと。

十三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

十四 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

十五 原則として、当該地区内では野営しないこと。

十六 当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。

十七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

二十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

二十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。

第二 当該地区内では車両を使用しないこと。

第三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十八秒東経百十度二十分五十四秒又は南緯六十六度二十七分八秒東経百十度三十六分四秒）に限り、着陸することができる。

第四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の航地表から 高度九百 三十メー トル以下 の空域	多発式の航地表から 高度千五 百メー トル以下 の空域	空機 高度千五 百メー トル以下 の空域
--	---	----------------------------------

五 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。

六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、アーデリー島にお

いては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。 七 原則として、オドバード島内では野営しないこと。 八 当該地区内では、指定された地点（南緯六十六度二十二分二十四秒東経百十度三十五分十二秒）に限り、野営することができる。 九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十四 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 第二 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 三 原則として、回転翼航空機は当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。 四 当該地区内では徒歩で移動すること。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 第二 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 三 航空機は、指定された地点（南緯七十六度五十五分九秒東経百六十六度五十二分五秒）に限り、着陸することができる。 四 原則として、当該地区内では航空機は南極鳥類の繁殖地の上空を高度六百メートル以下で飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十六度五十五分四十五秒東経百六十六度五十二分四十秒又は南緯七十六度五十七分四十八秒東経百六十六度五十三分五十四秒）に限り、野営することができる。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液（エタノールが七十パーセント以上である水溶液をいう。以下この別表において同じ。）による洗浄等の方法を用いること。 九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 第二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は、指定された地点（南緯七十六度五十五分九秒東経百六十六度五十二分五秒）に限り、着陸することができる。 四 原則として、当該地区内では航空機は南極鳥類の繁殖地の上空を高度六百メートル以下で飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十六度五十五分四十五秒東経百六十六度五十二分四十秒又は南緯七十六度五十七分四十八秒東経百六十六度五十三分五十四秒）に限り、野営することができる。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液（エタノールが七十パーセント以上である水溶液をいう。以下この別表において同じ。）による洗浄等の方法を用いること。 九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
--	--

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 第二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十二度十九分十五秒東経百七十度十三分三十一秒）に限り、着陸することができる。 四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合及び前号の規定に従って離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 十三 当該地区内では車両を使用しないこと。 十四 毎年四月一日から十二月十五日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 第二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十二度十九分十五秒東経百七十度十三分三十一秒）に限り、着陸することができる。 四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合及び前号の規定に従って離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 十三 当該地区内では車両を使用しないこと。 十四 毎年四月一日から十二月十五日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
--	--

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 第二 当該地区への立入りは、北海岸の岩場（南緯六十五度十九分十八秒西経六十四度八分四十六秒）から行うこと。 三 当該地区内では車両を使用しないこと。 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 五 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 第二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 十五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十六 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十七 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十八 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 二十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
多発式の回地高度千メートル以下の空域 多発式の回地高度千メートル以下の空域	単発式の回地高度七百メートル以下 単発式の回地高度七百メートル以下

こと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五 原則として、当該地区内では野営しないこと。 六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区への立入りは、北海岸の東端（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒）から行うこと。 三 当該地区内では徒歩で移動すること。 四 航空機は、原則として、指定された地点（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒）に限り、着陸することができる。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十度三十九分四秒西経四十五度三十六分三十七秒）に限り、野営することができる。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
--	---

護五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
区	六 当該地区内では野営しないこと。
地	七 当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。
護	八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
五	九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十	十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十一	十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
十二	十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
南二	二 当該地区内では徒歩で移動すること。
極三	三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
特四	四 科学的調査のために必要な場合を除き、別航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行護しないこと。
地五	五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
六	六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十四度四十六分十六秒西経六十四度五十分十五秒）に限り、野営することができる。
七	七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
八	八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。

第十区護保別特極南五		第十区護保別特極南五	
九	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十三	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
十	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	十四	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十五	当該地区内では南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	十七	当該地区への立入りは、当該地区の北端（南緯七十七度十三分八秒東経百六十六度二十六分九秒）から行うこと。
第十四	当該地区内では車両を使用しないこと。	十八	当該地区内では徒歩で移動すること。
第十五	当該地区内では徒歩で移動すること。	十九	当該地区内では車両を使用しないこと。
第十六	当該地区内では車両を使用しないこと。	二十	当該地区内では車両を使用しないこと。
第十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	二十一	当該地区内では車両を使用しないこと。
第十八	当該地区内では車両を使用しないこと。	二十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	二十三	当該地区内では車両を使用しないこと。
第二十	当該地区内では車両を使用しないこと。	二十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第二十一	当該地区内では車両を使用しないこと。	第二十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第二十三	当該地区内では車両を使用しないこと。	第二十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第二十五	当該地区内では車両を使用しないこと。	第二十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
第二十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	第二十八	当該地区内では車両を使用しないこと。
第二十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	第三十	当該地区内では車両を使用しないこと。
第三十一	当該地区内では車両を使用しないこと。	第三十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第三十三	当該地区内では車両を使用しないこと。	第三十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第三十五	当該地区内では車両を使用しないこと。	第三十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
第三十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	第三十八	当該地区内では車両を使用しないこと。
第三十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	第四十	当該地区内では車両を使用しないこと。
第四十一	当該地区内では車両を使用しないこと。	第四十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第四十三	当該地区内では車両を使用しないこと。	第四十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第四十五	当該地区内では車両を使用しないこと。	第四十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
第四十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	第四十八	当該地区内では車両を使用しないこと。
第四十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	第五十	当該地区内では車両を使用しないこと。
第五十一	当該地区内では車両を使用しないこと。	第五十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第五十三	当該地区内では車両を使用しないこと。	第五十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第五十五	当該地区内では車両を使用しないこと。	第五十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
第五十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	第五十八	当該地区内では車両を使用しないこと。
第五十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	第六十	当該地区内では車両を使用しないこと。
第六十一	当該地区内では車両を使用しないこと。	第六十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第六十三	当該地区内では車両を使用しないこと。	第六十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第六十五	当該地区内では車両を使用しないこと。	第六十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
第六十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	第六十八	当該地区内では車両を使用しないこと。
第六十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	第七十	当該地区内では車両を使用しないこと。
第七十一	当該地区内では車両を使用しないこと。	第七十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第七十三	当該地区内では車両を使用しないこと。	第七十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第七十五	当該地区内では車両を使用しないこと。	第七十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
第七十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	第七十八	当該地区内では車両を使用しないこと。
第七十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	第八十	当該地区内では車両を使用しないこと。
第八十一	当該地区内では車両を使用しないこと。	第八十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第八十三	当該地区内では車両を使用しないこと。	第八十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第八十五	当該地区内では車両を使用しないこと。	第八十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
第八十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	第八十八	当該地区内では車両を使用しないこと。
第八十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	第九十	当該地区内では車両を使用しないこと。
第九十一	当該地区内では車両を使用しないこと。	第九十二	当該地区内では車両を使用しないこと。
第九十三	当該地区内では車両を使用しないこと。	第九十四	当該地区内では車両を使用しないこと。
第九十五	当該地区内では車両を使用しないこと。	第九十六	当該地区内では車両を使用しないこと。
第九十七	当該地区内では車両を使用しないこと。	第九十八	当該地区内では車両を使用しないこと。
第九十九	当該地区内では車両を使用しないこと。	第一百	当該地区内では車両を使用しないこと。

十	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 ただし、し尿の海域への排出は除く。
十一	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
二	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
三	原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
四	科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。
五	科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
六	当該地区内の陸域及びペンギンの繁殖地から二百メートル以内の海域では野営しないこと。
七	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
八	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
九	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
二	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、原則として、別記の地図上に示された通路を通ること。
三	原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
四	原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。
五	原則として、当該地区内では無線機を使用しないこと。
六	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
七	当該地区内では野営しないこと。
八	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
九	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十一	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
二	当該地区内では車両を使用しないこと。
三	原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
四	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下空域を飛行しないこと。
五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
六	科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。

七	当該地区内に燃料を持ち込まないこと。
八	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
九	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十一	当該地区内では爆発物を使用しないこと。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
二	当該地区内では車両を使用しないこと。
三	毎年四月一日から翌年の一月一日までの期間は、船舶又はボートは、当該地区内の海域を航行しないこと。
四	科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、Aptenodytes forsteri（コウテイペンギン）の繁殖地から九百三十メートル以内の海水上には着陸しないこと。
五	原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。
六	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
七	当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度二十七分三十九秒東経百六十九度十一分十四秒）から半径百メートル以内の区域に限り、野営することができる。
八	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
九	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
二	当該地区内では徒歩で移動すること。
三	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
四	当該地区内では野営しないこと。
五	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
六	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
七	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
八	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、又は考古学的調査に限る。
二	当該地区内では車両を使用しないこと。
三	バックリール湾の海岸線、西経六十度五十分三十分秒の経度線、南緯六十二度三十八分三十分秒の緯度線及び西経六十度五十八分四十八秒の経度線に囲まれた区域並びに南緯六十二度三十七分西経六十一度八分の地点と南緯六十二度三十六分西経六十一度六分の地点を結ぶ直線及びバイアズ半島の北西海岸線により囲まれた区域においては着陸をしないこと。また、毎年十月一日から翌年の四月三十一日までの期間は、航空機は当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域に着陸をしないこと。

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくな	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く）	地表から高度千メートル以下の空域	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。
	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く）	地表から高度千メートル以下の空域	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。
	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く）	地表から高度千メートル以下の空域	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。
	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く）	地表から高度千メートル以下の空域	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

つたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 十二 原則として、当該地区への立入りは、南緯六十二度十分二十五秒から南緯六十二度十分十九秒までのアドミラルティ湾西岸の海岸線からは行わないこと。 別三 当該地区内では車両を使用しないこと。 第四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、氷河上に限り、着陸することができる。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に家さんの加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
--

第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
第二	当該地区内では徒歩で移動すること。
第三	航空機は当該地区内に着陸しないこと。
第四	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
第五	当該地区内では野営しないこと。
第六	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
第七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
第八	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
第九	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
第十	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
第十一	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
第十二	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十三	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
第十四	第二 当該地区内では車両を使用しないこと。
第十五	第三 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十二秒）に限り、着陸することができる。
第十六	第四 原則として、航空機は、当該地区の地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。
第十七	第五 当該地区内では徒歩で移動すること。
第十八	第六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
第十九	第七 当該地区内では、野営しないこと。

三 毎年十月一日から翌年の四月三十日まで
の期間には、ペンギンの繁殖地から三十メートル以内の区域に立ち入らないこと。
四 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。ただし、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度四十四分四秒東経百十度三十八分七秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十六度四十四分四十七秒東経百十度三十八分三十四秒の地点に至り、同地点から西方、北から六十八度の方向に引いた直線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度四十四分三十一秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、クラーク半島の海岸にある地点（南緯六十六度四十四分二十九秒東経百十度三十六分五十一秒）に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度四十四分二十七秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域を除く。
五 原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。
六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
七 当該地区内では野営しないこと。
八 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十一 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
二 当該地区内において車両を使用する場合、南あざらし等（別表第二の食肉目に掲げる種の極生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地又は集団から五十メートル以内付近に近づかないこと。
三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地域内に着陸する場合、当該地区内の海岸線又はあざらし等の集団から九百三十メートル以内の区域には着陸しないこと。
四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、当該地区内に離着陸する場合、当該地区内の海岸線の直上空域を飛行しないこと。
五 航空機は当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百十メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。
六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
七 あざらし等の繁殖地又は集団から二百メートル以内の区域では野営しないこと。
八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十一 当該地区内では爆発物を使用しないこと。
十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
二 当該地区内では徒歩又は航空機で移動すること。
三 当該地区内では車両を使用しないこと。
四 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十秒東経百六十一度四十二分二十九秒）に限り、着陸することができる。
五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十秒東経百六十一度四十二分二十九秒）に限り、野営することができる。
七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十 当該地区内では爆発物を使用しないこと。
十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
二 南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十三分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十五分西経六十三度四十六分四十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点から起点に至る海岸線により囲まれた区域、並びに、南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分四秒の地点を起点とし、同地点と南緯六十四度四十八分二十秒西経六十三度四十六分五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十一秒西経六十三度四十六分四秒の地点を結ぶ海岸線、同地点と南緯六十四度四十八分二十三秒西経六十三度四十六分二十四秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分三十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点とを結ぶ海岸線で囲まれた区域の直上空域を航行する場合は、この限りでない。
三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
四 原則として、当該地区内では、指定された地点（南緯六十四度四十八分三十一秒西経六十三度四十六分四十九秒）に限り、野営することができる。
五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
六 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
七 当該地区内に調理していない家さんを持ち込まないこと。
八 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

保護区	保度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。
地区四	当該地区内では徒歩で移動すること。
地区五	航空機は当該地区内に着陸しないこと。 船舶内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。
六	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
七	当該地区内では野営しないこと。
八	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
九	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十一	原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十四	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
第十五	二 当該地区への立入りは、南緯六十九度十四分三十八秒東經三十九度四十三分二十二秒の地点から行うこと。
第十六	三 当該地区内では車両を使用しないこと。 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
第十七	四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
第十八	五 当該地区内では野営しないこと。
第十九	六 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
第二十	七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

九	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十四	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
二	二 当該地区内では車両を使用しないこと。
三	三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
四	四 航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。
五	五 科学的調査又は管理活動のために必要な保場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。
六	六 当該地区内では野営しないこと。
七	七 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
八	八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。
九	九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十	十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十一	十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十四	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は文化的活動に限る。
二	二 当該地区内では車両を使用しないこと。
三	三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
四	四 原則として、航空機は当該地区内にある湖沼の直上空域を飛行しないこと。
五	五 パートン湖内では船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。

地六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 当該地区内では野営しないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、十 教育活動又は観光活動に限る。 五二 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。 南三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去するること。なお、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び除去予定日を明示すること。 地四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 七二 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では潜水活動をしないこと。
---	---

極三	当該地区内では徒歩で移動すること。
特四	当該地区内では、雪上又は氷上に限り、別車両を使用することができる。
保五	航空機は、湖岸から二百メートル以内の区域、植生地若しくは湿地から百メートル以内の区域又は河床内に着陸しないこと。
護六	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
七	当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度五十一分四十八秒西経六十八度二十一分三十九秒）に限り、野営することができる。
八	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
九	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、尿の海域への排出は除く。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
八二	当該地区内では車両を使用しないこと。
南三	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
護四	当該地区内では野営しないこと。
地五	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
六	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
七	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
八	当該地区内での南極地域活動終了後に、

該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は考古学的調査に限る。	九 二原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。	極三 毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、回転翼航空機は当該地区内に別着陸しないこと。ただし、指定された地点（南緯六十二度二十八分十五秒西経六十度四十六分二十秒又は南緯六十二度二十八分十六秒西経六十度四十六分四十八秒）に限り、着陸することができる。	四 毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、離着陸する場合（回転翼航空機については、前号の規定による場合に限る。）を除き、当該地区の境界線から六十メートル以内の区域の直上空域であって、地表から高度六十メートル以内の空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であっても、当該地区のうち、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十二度二十八分西経六十度五十分四秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、南緯六十二度二十八分西経六十度四十六分十秒の地点に至り、同地点から南緯六十二度二十八分の緯度線を西進し、南緯六十二度二十八分西経六十度四十八分の地点に至り、同地点から西経六十度四十八分の緯度線を南進し、南緯六十二度二十九分西経六十度四十八分の緯度線を西進し、南緯六十二度二十九分西経六十度五十分九秒の地点に至り、同地点から当該地区の境界線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上空域を飛行しないこと。	五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、原則として、毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。
----------------------------	---	-----------------------------	---	---	---

六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十二度二十八分十二秒西経六十度四十六分十七秒又は南緯六十二度二十八分十五秒西経六十度四十六分十七秒）からそれぞれ半径二百メートル以内の区域又はサンテルモ島に限り、野営することができない。	七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、液状廃棄物の海域への排出は除く。	十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第十二 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	十三 当該地区内に、一回につき二十人以上（毎年十一月一日から翌年の一月三十一日までの期間は、一回につき十人以上）立ち入らないこと。	第十四 当該地区内では徒歩で移動すること。なお、当該地区内を徒歩で移動する場合、科学的調査に特に必要な場合を除き、別記の地図上に示された歩道を通ること。	第十五 航空機は当該地区内に着陸しないこと。	第十六 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行する場合、南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。	第十七 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域をホバリングしないこと。	第十八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	第十九 当該地区内では野営しないこと。	第二十 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
--	-----------------------------------	--	----------------------------	---	---	--	---	--	------------------------	---	---	--	---------------------	----------------------------------

十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第十五 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	第十六 当該地区内では徒歩で移動すること。	第十七 当該地区内では車両を使用しないこと。	第十八 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。	第十九 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	第二十 当該区域内で継続的に調査を行う場合、原則として、その区域を明示すること。	第二十一 原則として、当該地区内では野営しないこと。	第二十二 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	第二十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	第二十四 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	第二十五 当該地区内では、毎年十一月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの営巣地から十メートル以内近づかないこと。	第二十六 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	第二十七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	第二十八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	---	--	-----------------------	------------------------	------------------------------	--	--	----------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	---	--	-------------------------------	--------------------------	---

該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	第二 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。	第三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	第四 当該地区内では野営しないこと。	第五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	第六 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	第七 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	第八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	第九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第十 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。	第十一 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	第十二 当該地区内では野営しないこと。	第十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	第十四 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	第十五 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	第十六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	第十七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
----------------------------	---	------------------------	---	--------------------	------------------------------------	---	-----------------------------	------------------------	---	------------------------	--	---------------------	-------------------------------------	--	------------------------------	-------------------------	--

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	第四十	第四十一	第四十二	第四十三	第四十四	第四十五	第四十六	第四十七	第四十八	第四十九	第五十	第五十一	第五十二	第五十三	第五十四	第五十五	第五十六	第五十七	第五十八	第五十九	第六十	第六十一	第六十二	第六十三	第六十四	第六十五	第六十六	第六十七	第六十八	第六十九	第七十	第七十一	第七十二	第七十三	第七十四	第七十五	第七十六	第七十七	第七十八	第七十九	第八十	第八十一	第八十二	第八十三	第八十四	第八十五	第八十六	第八十七	第八十八	第八十九	第九十	第九十一	第九十二	第九十三	第九十四	第九十五	第九十六	第九十七	第九十八	第九十九	第一百
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百

十四	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十五	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。
二	二 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。
三	三 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。
四	四 当該地区内に、一回につき四十一人以上立ち入らないこと。
五	五 当該地区内の第十六南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。
六	六 当該地区内の第十六南極史跡記念物では、金属錐のついた三脚又は一脚を使用しないこと。
七	七 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。
八	八 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
九	九 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
十	十 航空機は当該地区の地表から六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。
十一	十一 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
十二	十二 当該地区内では野営しないこと。
十三	十三 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。
十四	十四 当該地区内に食品を持ち込まないこと。
十五	十五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
十六	十六 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
十七	十七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十八	十八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十九 当該地区内での南極地域活動終了後に遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は第七十三南極史跡記念物への訪問に限る。	第二 当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。	第三 当該地区内では車両を使用しないこと。	第四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度千メートル以下の空域を飛行しないこと。	第五 当該地区内にある旅客機墜落事故の残骸を除去し、損傷し、又は破壊しないこと。	第六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。	第七 原則として、当該地区内では野営しないこと。	第八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	第九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。	第二 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。	第三 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。	第四 当該地区内に、一回につき四十一人以上立ち入らないこと。	第五 当該地区内の第十五南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。	第六 当該地区内の第十五南極史跡記念物では、金属錐のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。	第七 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。
--	---	------------------------------	-----------------------	---	--	--	--------------------------	------------------------	---	--	--	---------------------------------	--------------------------------	---	--	--------------------------------------

八	原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
九	航空機は当該地区内に着陸しないこと。
十	航空機は当該地区の地表から六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。
十一	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
十二	原則として、当該地区内では野営しないこと。
十三	当該地区内の建築物に宿泊しないこと。
十四	当該地区内に食品を持ち込まないこと。
十五	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
十六	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
十七	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、十 教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。
二	二 原則として、当該地区内に航空機を着陸しないこと。
三	三 原則として、当該地区に立ち入る場合は、別文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。
四	四 原則として、当該地区内の歴史的人工物地に手を触れないこと。
五	五 当該地区内の第十八南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。
六	六 当該地区内の第十八南極史跡記念物では、金属製のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。
七	七 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。
八	八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工

作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 九 当該地区内では野営しないこと。 十 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 十一 当該地区内に食品を持ち込まないこと。 十二 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十三 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十四 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十五 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十六 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。 二 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 三 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 四 当該地区内に、一回につき四十一人以上立ち入らないこと。 五 当該地区内の第二十二南極史跡記念物に、一回につき五人以上立ち入らないこと。 六 当該地区内の第二十二南極史跡記念物では、金属製のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に四人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。 七 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。 八 当該地区内では車両を使用しないこと。 九 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 十 原則として、航空機は当該地区の地表から六十メートル以下の空域を飛行しないこと。 十一 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。	十二 当該地区内では野営しないこと。 十三 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 十四 当該地区内に食品を持ち込まないこと。 十五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十六 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区への立入りは、南緯六十六度十分四十五秒東経百十度十分二十二秒の地点又は南緯六十六度十三分五十秒東経百十度十分十五秒の地点から行うこと。 三 当該地区内では徒歩で移動すること。 四 当該地区内では車両を使用しないこと。 五 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。
---	--

十二	当該地区内では野営しないこと。						
十三	当該地区内の建築物に宿泊しないこと。						
十四	当該地区内に食品を持ち込まないこと。						
十五	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。						
十六	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。						
十七	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。						
十八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。						
十九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。						
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。						
第二	当該地区への立入りは、南緯六十六度十分四十五秒東経百十度十分二十二秒の地点又は南緯六十六度三十分五十秒東経百十度十分十五秒の地点から行うこと。						
第三	当該地区内では徒歩で移動すること。						
第四	当該地区内では車両を使用しないこと。						
第五	航空機は当該地区内に着陸しないこと。						
第六	原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。						
<table><tr><td>単発式の回転翼航空機</td><td>高度九百メートル以下の飛行機</td></tr><tr><td>多発式の回転翼航空機</td><td>トル以下の空域</td></tr><tr><td>高度千五百メートル以下の空域</td><td></td></tr></table>		単発式の回転翼航空機	高度九百メートル以下の飛行機	多発式の回転翼航空機	トル以下の空域	高度千五百メートル以下の空域	
単発式の回転翼航空機	高度九百メートル以下の飛行機						
多発式の回転翼航空機	トル以下の空域						
高度千五百メートル以下の空域							
七	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去する						

こと。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 八 原則として、当該地区内では野営しないこと。 九 当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。 十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。	<table border="1"> <tr> <th>Macroscopic (科学的調査のために必要となる場合)</th><th>南極鳥類のうち、ペントル</th></tr> <tr> <td>は、二十メートル</td><td>は、二十メートル</td></tr> </table>	Macroscopic (科学的調査のために必要となる場合)	南極鳥類のうち、ペントル	は、二十メートル	は、二十メートル
Macroscopic (科学的調査のために必要となる場合)	南極鳥類のうち、ペントル				
は、二十メートル	は、二十メートル				

十一 原則として、当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十二 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十三 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十四 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十五 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十六 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区への立入りは海上、海水上又は空から行うこと。 三 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。	<table border="1"> <tr> <th>南極鳥類のうち、ペントル</th><th>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(繁殖中のものを除く)</th></tr> <tr> <td>は、二十メートル</td><td>は、二十メートル</td></tr> </table>	南極鳥類のうち、ペントル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(繁殖中のものを除く)	は、二十メートル	は、二十メートル
南極鳥類のうち、ペントル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種(繁殖中のものを除く)				
は、二十メートル	は、二十メートル				

第一	こと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	地
	五 当該地区内では野営しないこと。	区
	六 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	区
	七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	区
	八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	区
	九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	区
	十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	区
	十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	区
	十二 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	区
	十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	区
	十四 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。	区

第二	こと。なお、当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	地
	五 当該地区内では野営しないこと。	区
	六 当該地区内では車両を使用しないこと。	区
	七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	区
	八 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	区
	九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	区
	十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	区
	十一 当該地区内では燃焼式ランプの使用又は喫煙をしないこと。	区
	十二 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	区
	十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	区
	十四 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。	区

第三	こと。なお、当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	地
	五 当該地区内では野営しないこと。	区
	六 当該地区内では車両を使用しないこと。	区
	七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	区
	八 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	区
	九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	区
	十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	区
	十一 当該地区内では燃焼式ランプの使用又は喫煙をしないこと。	区
	十二 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	区
	十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	区
	十四 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。	区

第四	こと。なお、当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	地
	五 当該地区内では野営しないこと。	区
	六 当該地区内では車両を使用しないこと。	区
	七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	区
	八 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	区
	九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	区
	十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	区
	十一 当該地区内では燃焼式ランプの使用又は喫煙をしないこと。	区
	十二 原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	区
	十三 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	区
	十四 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。	区

十四	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十五	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十六	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。 二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
第十七	三 原則として、毎年十月十五日から翌年の二月二十日までの期間は、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十四度十八分五十秒東経百六十五度四分二十九秒、南緯七十四度十九分二十四秒東経百六十五度七分十二秒又は南緯七十四度十九分四十三秒東経百六十五度七分五十七秒）に限り、着陸することができ。なお、離着陸する場合にあつては、南緯七十四度十八分五十秒東経百六十五度四分二十九秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から百二十三度の方向に引いた直線を南東に進み、シエナ湾上の地点（南緯七十四度十九分二十秒東経百六十五度七分二十三秒）に至り、同地点から東方、北から百五十八度の方向に引いた直線を南東に進み、南緯七十四度十九分四十三秒東経百六十五度七分五十七秒の地点に至り、同地点から西方、北から七十九度の方向に引いた直線を北西に進み、南緯七十四度十九分四十分東経百六十五度四分四十七秒の地点に至り、同地点から西方、北から百七度の方向に引いた直線を南西に進み、南緯七十四度十九分四十一秒東経百六十五度六分四十秒の地点に至り、同地点から西方、北から百三十一度の方向に引いた直線を南西に進み、南緯七十四度十九分四十二秒東経百六十五度六分三十五秒の地点に至り、同地点から西方、北から百五十七度の方向に引いた直線を南西に進み、当該地区の境界線上の地点（南緯七十四度十九分二秒東経百六十五度六分二秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北西に進み、南緯七十四度十九分十一秒東経百六十五度三分二十二秒の地点に至り、同地点から西方、北から五度の方向に引いた直線を北西に進み、南緯七十四度十九分二秒東経百六十五度三分二十秒の地点に至り、同地点から東方、北から八度の方向に引いた直

線を北東に進み、南緯七十四度十八分五十七秒東経百六十五度三十二分一十秒の地点に至り、同地点から東方七十度の方角に引いた直線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上区域以外の区域を飛行しないこと。

四 毎年十月十五日から翌年の二月二十日までの期間は、前号の規定に従つて離着陸する場合は、当該地区の直上区域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機 高度七百五十メートル以下 の空域	多発式の回転翼航空機 高度千メートル以下 の空域	単発式又は双発式の飛行機 高度四百五十メートル以下 の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。） 高度千メートル以下 の空域
-----------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	--

五 航空機の着陸地として指定された地点（南緯七十四度十九分二十四秒東経百六十五度七分十二秒又は南緯七十四度十九分四十五度東経百六十五度七分五十七秒に限る。）からペンギンの繁殖地までを徒歩で移動する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

七 原則として、当該地区内では指定された地点（南緯七十四度十八分五十一秒東経百六十五度四分十六秒又は南緯七十四度十九分三十四秒東経百六十五度七分十九秒）に限り、野営することができきる。

八 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

九	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	原則として、当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
六二	原則として、当該地区への立入りは、南緯六十六度四十九分一秒東経百四十一度二十三分の地点から行うこと。
特別三	原則として、当該地区内では科学的調査又は管理活動のために必要な場合に限り、車両(重量が一・二トンを超えないもの)に限る(重量的保護を使用することができる)。
四	航空機は当該地区内に着陸しないこと。
五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。
六	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南極鳥類の個体数の調査については、前回の調査が終了した日から起算して五年を経過しない場合、実施してはならない。
特二	当該地区内には、毎年十月一日から翌年別四月三十日までの期間は、立ち入らないこと。
保三	原則として、当該地区内に十二時間以上停滞しないこと。

地 区
四 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
五 原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、当該地区の境界線から九百三十メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の境界線から千五百メートル以内の区域に着陸しないこと。

六 原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び多発式の飛行機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から高度九百三十メートル以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあつては、当該地区の直上空域であつて、地表から千五百メートル以下の空域を飛行しないこと。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

八 原則として、当該地区内では野営しないこと。

九 当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。

十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

Macroeconomics （マクロ経済学）	必要の調査に あつては、當 地から二十メ トル	Payscale （ペイスケール） 三十メートル
----------------------------	----------------------------------	--------------------------------

ギン）（繁殖地にいるものに限る。）	南極鳥類のうちペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	南極哺乳類のうち食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）	C a t h a r a c t a k i o r m i c k i （ナンキョクオオトウゾクカモメ）	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海上に属するものに限る。）	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）	十一 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	十二 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十三 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十四 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十五 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	十六 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	八 二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	護 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。	地 四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	十 二 当該地区内において車両を使用する場合、ペンギンから五百メートル以内に近づかないこと。	極 三 飛行機は当該地区内に離着陸しないこと。また、回転翼航空機は、当該地区内のペンギンの集団から千メートル以内の区域に離着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、氷山、島等の遮蔽物によりペンギンの集団に直接騒音が届かない区域においては、毎年十月二日から翌年の四月三十日までの期間は、離着陸することができる。	区 四 毎年五月一日から十月一日までの期間は、航空機は、当該地区内の直上空域を飛行しないこと。	地 五 当該地区内では回転翼航空機に燃料を補給しないこと。
-----------------------------	------------------------	---	---	--	---	-------------------------------------	--	-----------------------	--	---	--	--	---	-------------------------------

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、ペンギンの集団から五百メートル以内の区域では行わないこと。	八 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	七 第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	十 二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、ペンギンから百メートル以内に近づかないこと。	極 三 航空機は、露頭から百メートル以内に着陸しないこと。	別 四 露頭へは、徒歩で移動すること。	護 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	地 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、原則として、露頭から五百メートル以上離れた区域の雪上又は氷上で行うこと。
--	---	--------------------------------	-----------------------------------	--	-----------------------------	------------------------	---	---	--	-------------------------------	---------------------	--	--

七 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。	十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。	一 二 当該地区内では車両を使用しないこと。	南 三 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。	極 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	別 五 当該区域内で継続的に調査を行う場合、原則として、その区域を明示すること。	護 六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。	地 七 当該地区内では、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。	八 当該地区内に調理していない家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
--------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------	--	-----------------------------	------------------------	---	---	------------------------	--	--	--	---------------------------------------	--	---------------------------------------	-----------------------------------	--

十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、教育活動若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。
二	原則として、当該地区内では徒歩で移動すること。
極三	航空機は、原則として、別記の地図上に示された区域に着陸しないこと。
別四	原則として、航空機は、別記の地図上に示された区域の直上空域であつて、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。
護五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
区六	原則として、当該地区内では、別記の地図上に示された区域に野営しないこと。
地七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
八	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
九	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十一	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十二	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。なお、掘削を行った場合には、掘削地点、掘削方法、地下部の汚染状況の測定結果を報告書に記載すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。

三	当該地区への立入りは徒歩、車両、船舶又は航空機によること。
二	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、Aptenodytes forsteri (コウテイペンギン) 又は Leptonychotes weddellii (ウエッデルアザラシ) の集団から百メートル以内、に近づかないこと。
一	原則として、航空機は、四月一日から翌年の一月一日まで、別記の地図上に示された区域の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。
五	原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、Aptenodytes forsteri (コウテイペンギン) の繁殖地又は Leptonychotes weddellii (ウエッデルアザラシ) の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。
六	航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。
七	科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、四月一日から翌年の一月一日まで、船舶は当該地区内に航行しないこと。なお、別記に示す地区内では、大型船舶は航行しないこと。
八	科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、四月一日から翌年の一月一日まで、船舶はペンギンの通路から上陸しないこと。
九	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工造物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工造物を除去すること。なお、当該工造物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
十	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
十一	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
十二	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
十三	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

十四	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
四	原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
極三	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工別作物を設置しないこと。また、必要がなくなるつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
地四	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
五	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
六	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
七	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
二	当該地区内では車両を使用しないこと。
三	当該地区内では回転翼航空機は、当該地区内に着陸しないこと。
四	当該地区内では回転翼航空機に搭載された発煙筒を使用しないこと。
五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工別作物を設置しないこと。また、必要がなくなるつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
六	当該地区内では野営しないこと。
七	当該地区内に燃料及び食品を持ち込まないこと。
八	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
九	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十一	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
十二	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
十三	一 当該地区内での活動は、他の場所ではない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区内の陸域では徒歩で移動すること。 三 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づくないこと。
区地護保別特極南六十七第	
M a c r o n e c t e r l	五十メートル
s a n t e g i n g u f s (オオフ ルマカモメ)	
A r c t o l o n i a n g l a n d s	五十メートル
a z e l a n d s (ナンキ ョクオット セイ)	
南極哺乳類のうち食肉目及び南極鳥類(Ma c r o n e c t e r i a n g u f s (オオフ カモメ)及 びA r c t i c a l a n d s (ナン	

九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。

二 当該地区内では車両を使用しないこと。

三 毎年十月十五日から翌年の二月十五日までの期間は、回転翼航空機は南極鳥類のうちペンギン目又はチドリ目トウゾクカモメ科に属する種の繁殖地の直上空域を飛行しないこと。

四 毎年十月十五日から翌年の二月十五日までの期間は、原則として 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回地表から 回転翼航空機	高度 六百 メートル 以下の 空域	多発式の回地表から 回転翼航空機	高度 一千 メートル 以下の 空域

五 毎年十月十五日から翌年の二月十五日までの期間は、原則として 航空機は当該地区内に着陸しないこと。

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

七 当該地区内では野営しないこと。

八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

別表第七 処分が禁止される液状の廃棄物の基準 (第二十三条関係)	
物質の種類	基準値
九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	
十 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	
十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	
十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	
十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
第一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	
九二 当該地区内では車両を使用しないこと。	
九三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。	
極四 原則として、航空機は、当該地区の直上特空域であつて、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。	
保五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
六 当該地区内では野営しないこと。	
七 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	
八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	
九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。	
十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	
十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	
十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	
十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
シス一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
ローエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
ローエタン	一リットルにつき一ミリグラム
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
一・三・ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム

ベンカルブ ゼン ン及びその化合	一リットルにつき〇・〇二 ミリグラム
	一リットルにつき〇・〇一 ミリグラム
〇・〇一ミリグラム	

[illegible]

【図表1】計画中にきまれている商業地と住宅地の一覧表

番号	商業地と住宅地の区分	備考
1	商業地と住宅地の区分	
2	商業地と住宅地の区分	
3	商業地と住宅地の区分	
4	商業地と住宅地の区分	
5	商業地と住宅地の区分	
6	商業地と住宅地の区分	
7	商業地と住宅地の区分	
8	商業地と住宅地の区分	
9	商業地と住宅地の区分	
10	商業地と住宅地の区分	
11	商業地と住宅地の区分	
12	商業地と住宅地の区分	
13	商業地と住宅地の区分	
14	商業地と住宅地の区分	
15	商業地と住宅地の区分	
16	商業地と住宅地の区分	
17	商業地と住宅地の区分	
18	商業地と住宅地の区分	
19	商業地と住宅地の区分	
20	商業地と住宅地の区分	
21	商業地と住宅地の区分	
22	商業地と住宅地の区分	
23	商業地と住宅地の区分	
24	商業地と住宅地の区分	
25	商業地と住宅地の区分	
26	商業地と住宅地の区分	
27	商業地と住宅地の区分	
28	商業地と住宅地の区分	
29	商業地と住宅地の区分	
30	商業地と住宅地の区分	
31	商業地と住宅地の区分	
32	商業地と住宅地の区分	
33	商業地と住宅地の区分	
34	商業地と住宅地の区分	
35	商業地と住宅地の区分	
36	商業地と住宅地の区分	
37	商業地と住宅地の区分	
38	商業地と住宅地の区分	
39	商業地と住宅地の区分	
40	商業地と住宅地の区分	
41	商業地と住宅地の区分	
42	商業地と住宅地の区分	
43	商業地と住宅地の区分	
44	商業地と住宅地の区分	
45	商業地と住宅地の区分	
46	商業地と住宅地の区分	
47	商業地と住宅地の区分	
48	商業地と住宅地の区分	
49	商業地と住宅地の区分	
50	商業地と住宅地の区分	
51	商業地と住宅地の区分	
52	商業地と住宅地の区分	
53	商業地と住宅地の区分	
54	商業地と住宅地の区分	
55	商業地と住宅地の区分	
56	商業地と住宅地の区分	
57	商業地と住宅地の区分	
58	商業地と住宅地の区分	
59	商業地と住宅地の区分	
60	商業地と住宅地の区分	
61	商業地と住宅地の区分	
62	商業地と住宅地の区分	
63	商業地と住宅地の区分	
64	商業地と住宅地の区分	
65	商業地と住宅地の区分	
66	商業地と住宅地の区分	
67	商業地と住宅地の区分	
68	商業地と住宅地の区分	
69	商業地と住宅地の区分	
70	商業地と住宅地の区分	
71	商業地と住宅地の区分	
72	商業地と住宅地の区分	
73	商業地と住宅地の区分	
74	商業地と住宅地の区分	
75	商業地と住宅地の区分	
76	商業地と住宅地の区分	
77	商業地と住宅地の区分	
78	商業地と住宅地の区分	
79	商業地と住宅地の区分	
80	商業地と住宅地の区分	
81	商業地と住宅地の区分	
82	商業地と住宅地の区分	
83	商業地と住宅地の区分	
84	商業地と住宅地の区分	
85	商業地と住宅地の区分	
86	商業地と住宅地の区分	
87	商業地と住宅地の区分	
88	商業地と住宅地の区分	
89	商業地と住宅地の区分	
90	商業地と住宅地の区分	
91	商業地と住宅地の区分	
92	商業地と住宅地の区分	
93	商業地と住宅地の区分	
94	商業地と住宅地の区分	
95	商業地と住宅地の区分	
96	商業地と住宅地の区分	
97	商業地と住宅地の区分	
98	商業地と住宅地の区分	
99	商業地と住宅地の区分	
100	商業地と住宅地の区分	

【記載事項】

1. 「商業地と住宅地の区分」については、その内容が商業地と住宅地とを兼ねていないこと。
2. 「備考」については、商業地と住宅地の区分に当たっては、その考え方を必要に応じて記載すること。
3. 商業地と住宅地の区分に当たっては、その内容を追加すること。

[illegible]

【観光事業者の活動の概要】	
地域観光活動の概要	観光客向け
グループ旅行の旅行及び観光	・旅行客向けに旅行 ・主要観光地 ・訪問・観光の方法（観光客の旅行への誘致の知見）
小規模旅行による上陸	・上陸客の旅行 ・旅行客向け ・一泊の上陸入居及び何一泊点での一泊上陸客 ・訪問・観光地及び方法（行楽観光、島観光の旅行への誘致、観光客の旅行への知見等をも含む） ・上陸客の旅行（上陸の上陸の滞在時間） ・安全確保のための措置
観光客による観光及び観光	・旅行客及び観光客向け ・旅行客及び観光客 ・訪問・観光地及び方法 ・観光客の旅行 ・入居及び観光 ・訪問・観光地及び方法（行楽観光、島観光の旅行への誘致、観光客の旅行への知見等をも含む） ・上陸客及び上陸の滞在時間の滞在時間 ・安全確保のための措置
【観光客、観光客の旅行】	
地域観光活動の概要	観光客向け
観光客への旅行、旅行の旅行、旅行、旅行	・観光客及び観光客の旅行 ・観光客向け ・観光客の旅行 ・観光客の旅行及び方法 ・観光客の旅行
旅行、旅行	・観光客及び観光客の旅行 ・観光客の旅行、観光 ・観光客

【図表 3-1-2】

含まれている生物（ワイルドを意味）の調査地域への侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
侵入した生物の種名		
侵入した侵入生物の数量		
土壌の侵入の年数		
侵入された生物の年齢、性別		
目的		
観察その他の観察の方法		
侵入した侵入の方法		
行為者の氏名		

【調査事項】

1. 「侵入した生物の種名」については、侵入した生物で観察の目的が異なるものは数量を記載すること。

2. 「土壌の侵入の年数」については、該当する場合に、挿入される土壌の調査の目的について記載すること。

3. 「それぞれの生物の年齢、性別等」については、可能な場合にのみ記載すること。必要に応じて、年齢、性別、性別等の区分を記載すること。

4. 「観察その他の観察の方法」については、挿入された生物の侵入又は調査の目的が異なる場合に、観察の目的について記載すること。

5. 「侵入した侵入の方法」については、挿入された生物の調査地域から侵入される場合、また調査地域で発生する場合には、その方法を記載すること。

【図表 3-1-3】

調査地域に侵入し、又は生息する動物の侵入の記録及び生息地域又は生息地域に生息する動物の侵入の記録

【3-1-3-1】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
動物種		
目的		
場所		
時期		
観察の方法		
行為者の氏名		

【3-1-3-2】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
動物種		
目的		
場所		
時期		
行為の目的、観察の方法		
行為者の氏名		

【3-1-3-3】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
動物種		
目的		
場所		
時期		
観察の方法		
侵入した動物の侵入の目的、観察の方法		
行為者の氏名		

【3-1-3-4】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録及び生息地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

【3-1-3-5】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
動物種		
目的		
場所		
時期		
観察の方法		
行為者の氏名		

【3-1-3-6】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
動物種		
目的		
場所		
時期		
観察の方法		
行為者の氏名		

【3-1-3-7】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

【3-1-3-8】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
動物種		
目的		
場所		
時期		
観察の方法		
行為者の氏名		

【3-1-3-9】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
動物種		
目的		
場所		
時期		
観察の方法		
行為者の氏名		

【3-1-3-10】調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

調査地域活動の区分		番 号
動物種		
目的		
場所		
時期		
観察の方法		
行為者の氏名		

【3-1-3-11】

調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

【3-1-3-12】

調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

【3-1-3-13】

調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

【3-1-3-14】

調査地域又は調査地域に侵入する動物の侵入の記録

[illegible][illegible]

様式第二の一（第十八条関係）

様式第二の一（第十八条関係）（平成29年4月1日より廃止）

承 建 中 国 籍

年 月 日

環境大臣 殿

住所
氏名（姓・名・姓を併記し、名前は漢字に記す）

沖縄地域の環境の保護に関する法律第18条第1項第2号の規定に基づき、申請書の提出を可能とするため、提出します。

沖縄地域活動の名称	
姓 名 （姓・名・姓を併記し、名前は漢字に記す）	
住所	電話番号（ ） —
姓 名 （姓・名・姓を併記し、名前は漢字に記す）	
住所	電話番号（ ） —

(注)

- 「沖縄地域活動の名称等」欄には、引き続き又は新規した沖縄地域活動に係る沖縄地域活動の申請書の提出上の「沖縄地域活動の名称」欄に記載した名称及び活動の名称を環境大臣に提出した年月日を記入すること。
- 住所については、登録する場所を記載すること。
- 住所により登録する場所が異なる場合には、「登録場所」欄を添付して、すべての登録場所に関する事項を記載すること。
- 用紙の大きさは日本標準規格Aとすること。

様式第二の二（第十八条関係）

様式第二の二（第十八条関係）（平成29年4月1日より廃止）

承 建 中 国 籍

年 月 日

環境大臣 殿

住所
氏名（姓・名・姓を併記し、名前は漢字に記す）

沖縄地域の環境の保護に関する法律第18条第4号の規定に基づき、確認を受けた沖縄地域活動に係る申請書の提出を可能とするため、提出します。

沖縄地域活動の名称	
姓 名 （姓・名・姓を併記し、名前は漢字に記す）	
住所	電話番号（ ） —
姓 名 （姓・名・姓を併記し、名前は漢字に記す）	
住所	電話番号（ ） —

(注)

- 「沖縄地域活動の名称等」欄には、引き続き又は新規した沖縄地域活動に係る沖縄地域活動の申請書の提出上の「沖縄地域活動の名称」欄に記載した名称及び活動の名称を環境大臣に提出した年月日を記入すること。
- 住所については、登録する場所を記載すること。
- 住所により登録する場所が異なる場合には、「登録場所」欄を添付して、すべての登録場所に関する事項を記載すること。
- 「備考」欄には、継続又は合併の場合に、それぞれその旨を記載すること。
- 用紙の大きさは日本標準規格Aとすること。

様式第二の三（第十九条関係）

様式第二の三（第十九条関係）（平成29年4月1日より廃止）

行為承認交付申請書

年 月 日

環境大臣 殿

住所
氏名（姓・名・姓を併記し、名前は漢字に記す）

沖縄地域の環境の保護に関する法律第19条第1項の規定により、次のとおり行為承認の交付を申請します。

承認を受けた年月日	
沖縄地域活動の名称	
沖縄地域活動の行為者の氏名等 （活動の名称及び活動の名称を環境大臣に提出した年月日を記入すること）	
住所 （住所により登録する場所が異なる場合には、登録場所を併記して、すべての登録場所に関する事項を記載すること）	
活動14条第1項各号に掲げる行為又は活動の申請書の提出 （住所により登録する場所が異なる場合には、登録場所を併記して、すべての登録場所に関する事項を記載すること）	
備 考	

(注)

用紙の大きさは、日本標準規格Aとすること。

様式第三（第十九条関係）

様式第三（第十九条関係）（平成29年4月1日より廃止）（第1頁）

沖縄地域活動行為承認
Certificate for Authentic Activities

第 号

年 月 日
yy/mm/44

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで
Valid yy/mm/44 through yy/mm/44

環境大臣 閣下
Minister of Environment
Government of Japan

確認を受けた年月日 Date of Confirmation (注釈及び代表者の氏名) (Name of the person and the name of the representative)	
確認を受けた沖縄地域活動に係る事項 Items related to the Authentic Activities	
住所 Address	
電話 Telephone	

表 3 (続)	
場所 Place	
実施方法 Implementation method	
条件 Conditions	

表 3 (続)
確認された保護地域内陸に存在する動物の種又は植物の種に関する事項 Issues related to the stratification of living organisms or organisms which constitutes the certified Antarctic Activities (Part II) under Article 4, Annex III to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty)

表 4 (続)
確認された保護地域内陸に存在する動物植物等の飼育等又は採取活動等に関する事項 Issues related to the capturing, holding or killing of Antarctic Mammals or Antarctic Birds, collecting or damaging the eggs of Antarctic Birds, or acting as having an impact on the living or growing conditions or environment of individuals of animals or plants which constitutes the certified Antarctic Activities (Part II) under Article 4, Annex III to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty)

表 5 (続)
確認された保護地域内陸に存在する保護動物保護地域への出入りに関する事項 Issues related to the entrance to the Antarctic Specially Protected Areas which constitutes the certified Antarctic Activities (Part II) under Article 7, Annex V to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty (Article 8 of the Agreed Measures for the Conservation of Antarctic Fauna and Flora)

(附) この行為規範の太倉吉は、日本農業振興会とした。

備考 この身分証明書は用紙の士大士は、日本産学振興会とする。

備考 この身分証明書は用紙の士大士は、日本産学振興会とする。

(注)

- 1 「実物状況」欄には、当該行為をした日時、場所、当該行為の実態方法及び当該行為による商標等影響の程度について記載すること。
- 2 出訴の方式又は日本産業標準A4とする。

(注)

- 1 「実物状況」欄には、当該行為をした日時、場所、当該行為の実態方法及び当該行為による商標等影響の程度について記載すること。
- 2 出訴の方式又は日本産業標準A4とする。

様式第六（第三十四条関係）

[illegible][illegible]

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第附一（附則第三条関係）

[illegible]